

住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置実施

地球温暖化防止に向けて家庭のCO2排出量の削減を図るため、既存住宅において一定の省エネ改修工事を行った場合に、翌年度の固定資産税を減額します。

対象

- 工事期間 平成20年4月1日から平成22年3月31日の間に行われた改修工事
- 工事の要件 次の①から④

までの工事のうち、①を含む工事費用が30万円以上の工事を行った既存の住宅（賃貸住宅を除く。）

- ①窓の断熱改修工事（必須）
- ②床の断熱改修工事
- ③天井の断熱改修工事
- ④壁の断熱改修工事

減額内容

改修を行った住宅について、工事完了の翌年度の当該家屋

の固定資産税（120㎡分までを限度）3分の1が減額されます。

申請方法

減額を受けようとする対象住宅の所有者は、改修工事完了後3ヵ月以内に必要書類を添付の上、申告書を提出してください。

必要書類

- ①建築士、指定確認検査機関

又は登録性能評価機関による省エネ基準適合証明書等

②改修工事の費用が分かる書類（領収書等）

※新築住宅減額や耐震改修減額とは重複して適用されません。バリアフリー改修減額に限り重複して適用されます。

- ▼税務課（☎64・3146）
- ①地域振興課（☎75・0251）
- ②地域振興課（☎72・2525）
- ③地域振興課（☎322・1001）

下水道事業計画変更認可案縦覧のお知らせ

たつの市流域関連公共下水道事業の計画変更認可にかかる案を次のとおり縦覧します。なお、住民や利害関係人は、縦覧期間中、市長あてに意見書を提出することができます。

- 縦覧期間 8月15日（金）～8月25日（月）※土・日曜日は除く（8時30分～17時15分）
- 縦覧場所 本庁下水道課
- ▼下水道課（☎64・3168）

平成20年度下水道排水設備工事責任技術者試験・受験講習のお知らせ

- 【責任技術者試験】
- 試験日時 11月24日（月）13時30分～
- 試験会場 流通科学大学
- 【責任技術者講習】
- 講習日時 9月下旬～10月上旬
- 講習会場 県内各地（姫路ほか）
- 申込受付 試験・講習いずれも8月18日（月）～29日（金）
- 申込先 本庁下水道課
- ▼下水道課（☎64・3168）

御津地域碓岩地区の一部が、特別指定区域「地縁者の住宅区域」に追加指定されました

今回の指定により、次の全ての条件に該当する方が、市街化調整区域の指定区域内に専用住宅を建築できるようになります。（建築許可手続きは必要です。）

- ①建築敷地周辺の市街化調整区域に通算して10年以上居住したことがある人。
- ②住宅を建築する土地を取得又は継承することが確実であること。

この他にも敷地面積などの建築基準や他法令（農地法等）

による許可手続きなどがありますので、詳細は都市計画課までお問い合わせください。

- ▼都市計画課（☎64・3222）
- ③地域整備課（☎322・2243）



選挙あれ？これ！

引越したときはどこで投票するの？

投票は、選挙人名簿に登録されている人しかできません。したがって、引越等により他の市町村に転出した場合は、転入届を出した日から3ヵ月経過しないと選挙人名簿には登録されないの、この間は転出先の市町村では投票できないこととなります。一方、転出前の市町村の選挙人名簿に登録されていた場合は、転出した日から4ヵ月を過ぎるまでは選挙人名簿に登録されていますので、転出先の市町村で投票ができません。原則として転出前の市町村で投票することになります。



明るい選挙イメージキャラクター「めいすいくん」

▼選挙管理委員会事務局 たつの市明るい選挙推進協議会（☎64・3183）

～長寿医療（後期高齢者医療） 保険料の見直しについて～

長寿医療（後期高齢者医療）制度の平成20年度保険料が、次のとおり見直しされました。

A. 保険料の軽減割合の拡大

次に該当する方は、保険料の軽減割合が拡大されます。

- (1) 平成20年度の均等割が7割軽減されている方は、均等割額が一律8.5割軽減となります。

今回送付した後期高齢者医療保険料額決定通知書の「⑦軽減額が(30,747円)と記載されている方が対象。

保険料算定の基礎

①賦課のもととなる所得金額	②所得割率	③所得割額 ①×②	④均等割額	⑤算出額 ③+④
⑥限度超過額	⑦軽減額 30,747	⑧年保険料額 ⑤-⑥-⑦	月数	⑨月割減額
		⑩保険料額(⑧+⑫-⑨-⑬)		

- (2) 「賦課のもととなる所得金額」が58万円以下の方は、所得割額が一律5割軽減となります。

今回送付した後期高齢者医療保険料額決定通知書の「①賦課のもととなる所得金額」の欄に58万円以下の額が記載されている方が対象。

保険料算定の基礎

①賦課のもととなる所得金額	②所得割率	③所得割額 ①×②	④均等割額	⑤算出額 ③+④
580,000				
⑥限度超過額	⑦軽減額	⑧年保険料額 ⑤-⑥-⑦	月数	⑨月割減額
		⑩保険料額(⑧+⑫-⑨-⑬)		

・今回送付した後期高齢者医療保険料額決定通知書は、上記のとおり軽減を行う前の保険料額を提示しています。

・保険料の軽減になる方への通知は、8月中に保険料額変更決定通知書を送付します。

・上記の軽減に該当した方で、すでに軽減後の保険料額以上に納めている方については、後日還付します。

・この軽減は、兵庫県後期高齢者医療広域連合で対象となる方に実施しますので、今回送付した後期高齢者医療保険料額決定通知書の「①賦課のもととなる所得金額」の欄に58万円以下の額が記載されている方が対象。

改めて手続きをしていただく必要はありません。

B. 保険料支払い方法の変更

長寿医療（後期高齢者医療）制度の保険料を、本年4月から年金で支払われている方（仮徴収）、又は本年10月から年金で支払う予定の方のうち、次のいずれかに該当する場合は、申し出により保険料を口座振替で支払うことが可能となります。

- (1) 国民健康保険の保険料を確実に納付していた方（本人）が口座振替により納付する場合

- (2) 連帯納付義務者（世帯主又は配偶者）がいる方（本人の年金収入が180万円未満の方）で、連帯納付義務者（世帯主又は配偶者）の口座振替により納付する場合

(※この場合、税金の社会保険料控除は、口座振替により保険料を納めていただいた世帯主又は配偶者に適用されます。)

■支払い変更届出時の持参品

- ①被保険者証 ②金融機関の通帳 ③銀行の届出印

※申し出の時期により口座振替の時期が異なります。

なお、このお知らせは平成20年7月14日時点の内容であり、詳細については今後国の改正等を受けて、変更になる可能性もありますのでご了承ください。

▶問い合わせ先 国保年金課 (☎64・3149)

